フィンランドの学校評価

渡邊あや(熊本大学)

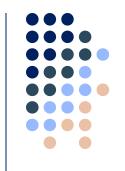




本日の報告



- 1. 学校教育における評価の位置付け
- 2. 評価制度導入の背景
- 3. 学校評価制度の概要
- 4. 学校評価の事例
- 5. 学校教育の「質」をめぐる問題
- 6. まとめにかえて



1. 学校教育における評価の 位置付け

1. 学校教育における評価の位置づけ



1998年「基礎教育法」改正:

すべての教育段階において評価を実施すること義務付けられる (1999年施行)

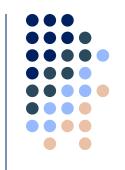


cf. 基礎教育法第21条



- 教育評価の目的は、<u>基礎教育法に規定された目的を実行し、教育の発展を支援し、学習環境を改善すること</u>を保証することにある。
- 教育提供者は、自身が提供する教育とそのインパクトについて評価し、その運用に関する外部評価に参加する。
- 外部評価を目的として、教育省翼下にある教育 評価会議を設置し、大学、国家教育委員会、及 び評価の専門家とのマットワークを形成して、 活動を実施する。
 スロップに
- 評価の主な成果を公表する。

外部評価=
国レベルの評価





第1の波 ● 1990年代初頭:

規制緩和と権限委譲:分権化

学校教育システムの評価

1) 学校教育システムの評価

- ・規制緩和と権限委譲
 - 教育行政制度の再編
 - 視学制度の廃止
 - 教育課程基準の大綱化
 - 授業時数配分の弾力化
 - 教科書検定制度の廃止

分権化:バランス上、評価が求められる 事前規制 ⇒ 事後規制

1) 学校教育システムの評価

- 全国学力調査:
 - 教育課程基準の大綱化に伴い導入
 - 義務教育段階:第9学年の母語と数学
 - 2年に一度
 - サンプル調査(5-10%)
- テーマ評価:
 - 例)就学前及び基礎教育における国家教育課程基準の機能に関する評価
- プロジェクト評価:
 - 例)LUKU-Suomi、LUMAなど

評価機関等による<u>機関評価は実施しない</u>







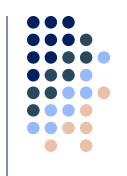
学力政策

有期的

程 基 準

学習支援

日常



第1の波 ● 1990年代初頭:

規制緩和と権限委譲:分権化

学校教育システムの評価

第2の波 • 1990年代後半以降: 教育の質及び質保証への関心 の高まり

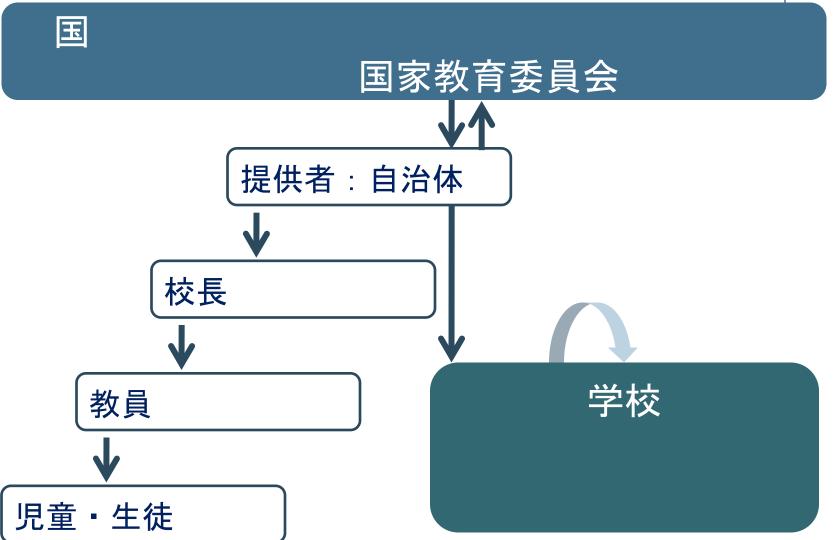
学校評価



3. 学校評価制度の概要

1)評価のしくみと学校評価の位置付け





1) 評価のしくみと学校評価の位置付け



<u>導入初期の問題</u>

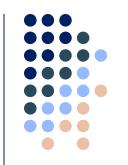
- ・急激な権限移譲
- → 評価導入も分権的アプローチ
 - 不十分な支援体制
 - 80%以上の自治体が課題を認識:
 - 1) 不十分な評価スキル
 - 2) 評価に関する情報の収集と分析の問題
 - 3) 評価に関する教育・訓練の不足
 - ・対応できない現場

cf. 教育評価会議の設置 Koulutuksen arviointineuvosto



- 2003年設立
- ユバスキュラ大学に附置する機関として設置
- 評価の企画・調整・実施・開発(手法等)
 - 国・地方自治体・学校等をサポート
- 会議と事務局から構成される
 - 会議:14名(研究者、教育行政関係者、行政関係者、組合代表、高校生代表、保護者代表、産業界代表など)
 - 事務局:10名(専門家)

1)評価のしくみと学校評価の位置付け



外部評価

- 教育省:義務教育の目標・基準を設定
- 教育評価会議:評価の企画・手法開発
- 国家教育委員会:学力調査の実施・分析
- 州事務所:教育機会の評価

自己評価

- 市・郡:
 - 提供している教育の評価・効果の検証
- 学校:
 - 提供している教育の評価・効果の検証

1) 評価のしくみと学校評価の位置付け



目標

- 戦略
- ・カリキュラム

計画

· 行動計画



市議会/教育委員会

校長/教員

評価

・年次報告書



市議会/教育委員会 校長/教員

改善

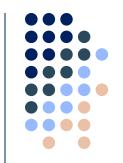
・方策・手段

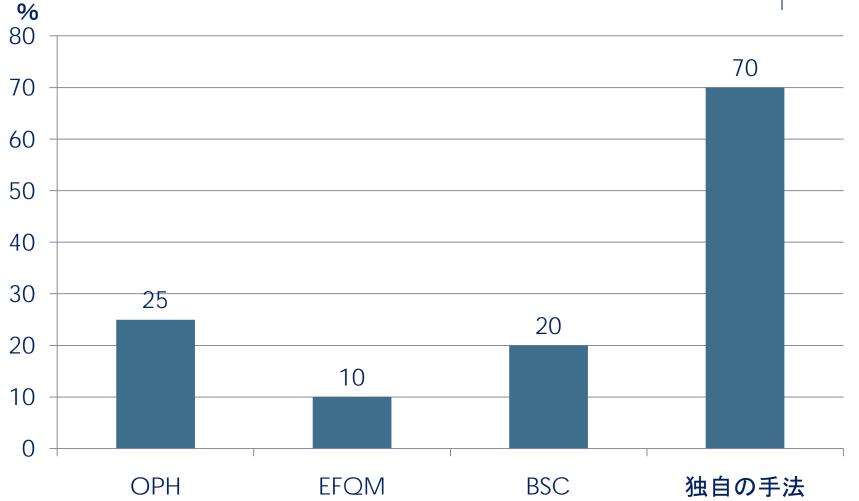
出典: 地方自治体連合ホームページ

2) フィンランドの学校評価の特徴

- 自己評価が基盤
- 標準化された手法や基準がない

各自治体が採用した評価手法(2004)





出典: Koulutuksen arviointi neuvosto

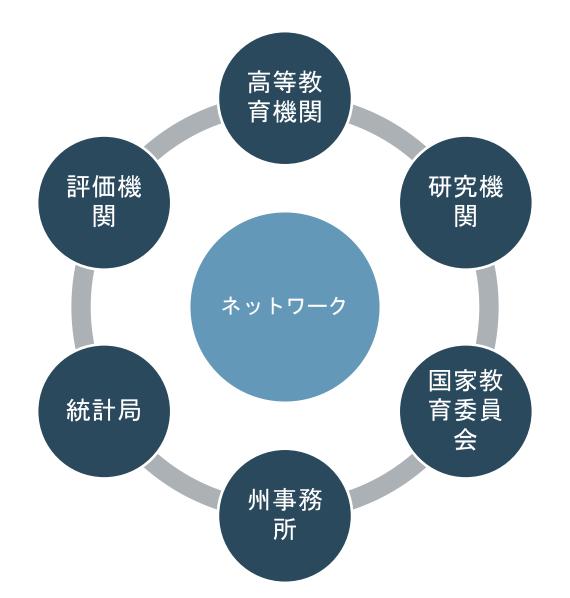
3. 学校評価制度 2) フィンランドの学校評価の特徴



- 自己評価が基盤:提供者及び学校が実施
- 標準化された手法や基準がない
- ディベロプメント志向の評価
- 機関間の連携と情報伝播の促進
 - ネットワーク型の支援体制 (⇔地域の参画:限定的)

cf. ネットワーク型の支援体制



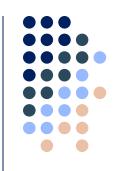


2) フィンランドの学校評価の特徴



- 自己評価が基盤:提供者及び学校が実施
- 標準化された手法や基準がない
- ディベロプメント志向の評価
- 機関間の連携と情報伝播の促進
 - ネットワーク型の支援体制(⇔地域の参画:限定的)
- 評価の独立性の確保
- 学校経営・学校改善と評価との適切な関係性の構築・保持への配慮
 - 学力調査とのつながりが薄い

2) フィンランドの学校評価の特徴



急激な分権化の中で導入された評価システム 国による:

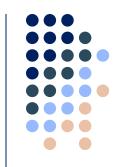
「統制なき」&「支援なき」評価システム



- 評価の質が担保されない
- 自治体間格差が拡大する

支援体制を整備し、評価の基盤を保障「統制なき」(統制が限定的な)システム

利点:現場を活性化(?)⇒学校改善における組織的な取組の増加



4. 学校評価の事例

4. 学校評価の事例: A市

1)基本情報



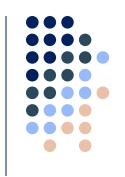
- ヘルシンキから50kmほどの所に 位置する人口約5万人の都市
- スウェーデン語話者の割合が30% 超(フィンランド全体では約5%)
 - バイリンガルの町として登録される

4. 学校評価の事例: A市

2) 評価のしくみ

- 3年間の中期計画・評価 +
 - 各年の計画・評価
 - 計画一評価は原則同じ項目
- 評価手法:自己評価(自治体・学校)
 - 機関評価は無
 - 中期評価:児童生徒・保護者・教員に対する質問紙調査を実施

cf. 評価活動の実施プロセス



- 3 年間の目標・計画の立案
- 年間計画の立案
- 自己点検評価の実施・報告書作成
- 年間計画の立案
- 自己点検評価の実施・報告書作成
- 年間計画の立案
- 期間終了時に包括的評価を実施

初年度

2年目

最終年度

cf. 学校の年間計画の作成・ 承認プロセス



4~5月

・次年度計画の枠組(方向性)の決定

校長十教員

夏休み

• 次年度計画の素案を作成

校長

8月

• 素案の調整(修正)

校長十教員

9月

• 学校理事会の承認

9月末

• 市議会文教委員会の承認

cf. 年間計画及び報告書の章立て



市指定の項目:2008年度

- 1) ビジョン
- 2) 外部との連携:
 - ①家庭との連携
 - ②プレスクールとスタート スクール
 - ③基礎学校の前期と後期
 - 4国際活動
 - ⑤校外活動
 - ⑥社会連携

- 3) 開発計画
- 4)児童・生徒の福利
- 5) 教職員
- 6) データ
- 7) 生徒数
- 8)活動スケジュール

cf. 開発計画書(市指定の様式)



目標					
要点					
目標	方法	責任主体	期限	予算	指標
(1)					
(2)					
(3)					

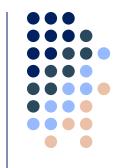
cf.目標の例



- 子どもの福利を充実する
- 学力向上を図る
- 安心感が得られる学校づくりをする
- 子どもや保護者の学校運営参画を促進する

など

A市の場合、市が設定した目標に基づき、各 学校が取組を考える。



5. 学校教育の質をめぐる問題

5. 学校教育の質をめぐる問題

1) 質保証における国の関与のあり方



2007年:

第2次バンハネン政権成立以降

- 教育の提供に関し、国レベルの基準の設 定を検討する動き
 - 学級規模に関する規定の再導入
 - 学童保育事業等、教育関係事業における質の 基準の設定
- ワーキンググループなどで議論

基礎教育に関する質の基準

5. 学校教育の質をめぐる問題 1) 質保証における国の関与のあり方



「基礎教育の質の基準」 (2009年教育省)

- 教育の質、多様な教育の提供、教育の機会 均等を維持することを目的として設定
- 地方の政策決定者が、学校の質に関する意思決定の効果を評価するための支援ツール
- 教育の質に関する10の項目について<u>緩や</u> かな基準を示す

数値等、具体的記述は無

5. 学校教育の質をめぐる問題

1) 質保証における国の関与のあり方



「基礎教育の質の基準」:10の項目

- ガバナンス
- 教職員
- 予算
- 評価

- 学習支援・発達支援・福利
- インクルージョン
- 学校と家庭の連携
- 教育課程の実施状況● 学習環境の安全性
- 教育設備 備品

カード式:概要、質の基準、実施を支える要素

5. 学校教育の質をめぐる問題

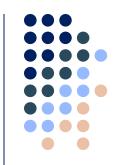
2)新たな課題

- 昨秋以降の急激な景気後退が、自治 体の財政を圧迫
 - ↓ + 義務教育費の一般財源化の影響
- ・教育予算のカット

一部自治体 における事 態の深刻化

- 一人員削減
- ー学級規模の拡大
- ー教員の一時帰休→17自治体
- ー夏休み期間中の教員のレイオ フの検討





6. まとめにかえて

6. まとめにかえて

- フィンランドにおける学校教育の質保証: 基盤整備=国、実施=現場(自治体・学校)
- 機関レベルの質保証のしくみの構築(=学校評価のあり方)を設置者(基礎自治体)に委ねる
 - 標準化された評価手法や基準が示されない⇒特性や希望を反映させられる柔軟な制度設計⇒多様な実態:百花繚乱?玉石混交?粗製乱造?
- ディベロプメント志向の評価
 - 改善>アカウンタビリティ
 - 管理・統制的意味合いは弱い
 - 学力調査とのつながりも弱い

6. まとめにかえて



- 国ー基盤整備・支援、地方=実施という役割分担の明確さ
- 学校改善という目的の明確さ
- 信頼を基盤とする制度設計
 - 現場を尊重:Luottamus(信頼の絆)



ご清聴ありがとうございました

